

「臨床倫理コンサルテーション」導入のお知らせ

令和2年4月27日

臨床倫理委員会委員長 藤木 豊

当院には、病院で行われる医学研究及び医療行為に関し、実施責任者から病院長に申請された実施計画の内容及びその成果の発表につき、病院長の諮問に応じて倫理的、社会的観点から審査し、その結果を答申する「倫理委員会」がありますが、通常その審査には月単位の時間を要します。

一方で、日常現場で遭遇する様々な倫理的緊急課題には、倫理委員会の下部組織である「臨床倫理委員会」が対応してきました。この度、同委員会の規定を改定し、「臨床倫理コンサルテーション」を導入いたしましたので、ご紹介申し上げます。

【臨床倫理コンサルテーション】

- ✓ より即応性をもって、現場の倫理課題への相談に対応できる仕組みです。
- ✓ 担当医・当該診療科の判断だけでは即断が困難なときに、本制度をご活用ください。
- ✓ コンサルタントはその都度臨床倫理委員会委員長が選任します。主に倫理委員会委員が担当しますが、**「倫理委員会委員でない、すべての職種の職員」もコンサルテーションチームのメンバーとして選任されます。**
- ✓ 倫理委員会の各委員、**院長代行・管理課長**を担当する職員のみならず、全職員に於いて各種学会や団体の「倫理研修制度」等を活用し、日々医療倫理の自己研鑽にお努めくださいますようお願い申し上げます。【参考 WEB】日本医師会「医の倫理」 <http://www.med.or.jp/doctor/rinri/>

臨床倫理コンサルテーションの概念図

